



第2回 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会

浜松市における 下水道コンセッション



目次

1 浜松市下水道コンセッションのご説明

- 1-1 概要
- 1-2 運営権者の業務範囲
- 1-3 利用料金
- 1-4 改築の費用負担
- 1-5 改築の実施フロー
- 1-6 国補助金の乖離対応
- 1-7 モニタリング

2 課題解決の状況

1 浜松市下水道コンセッションのご説明

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業

平成27年12月11日公表 実施方針（案）及び要求水準書（案）より

1-1 概要

浜松市公共下水道終末処理場 (西遠処理区) 運営事業

◆事業の背景

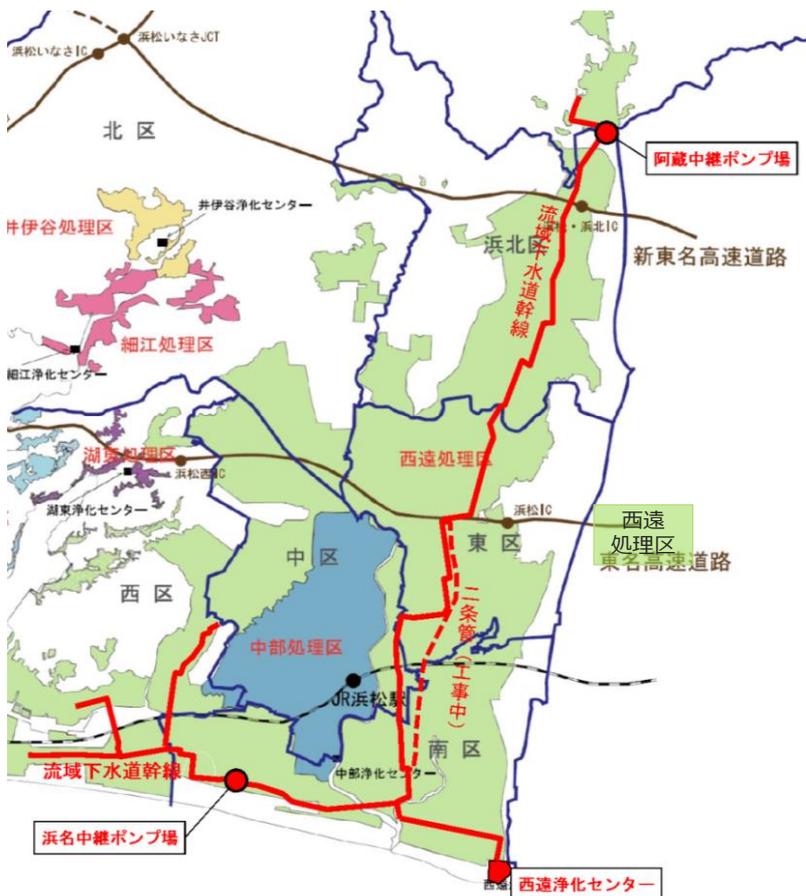
- 西遠流域下水道が平成28年4月1日に静岡県から浜松市に移管
- 本市下水道処理水量の約6割を占める最大の処理区

◆事業の目的

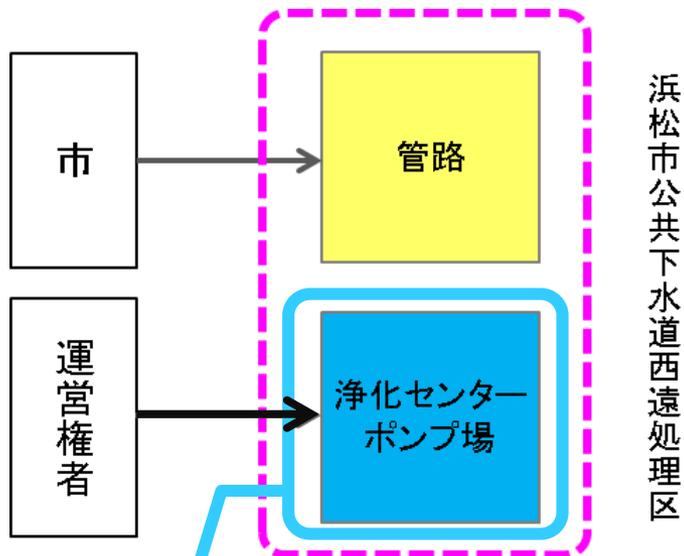
- ①事業効率化（コスト削減）
⇒長期契約、一括契約などのスケールメリットや民間の創意工夫の活用により効率化を実現
- ②民間活力を活用導入した適正な運営

◆事業の概要

- 事業方式：公共施設等運営事業（コンセッション方式）
- 対象施設：西遠浄化センター
浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場
(管路施設及び上記施設の土木・建築施設は除く)
- 事業範囲：維持管理、改築工事、料金収受 など
- 事業期間：20年（H30～49）



1-2 運営権者の業務範囲



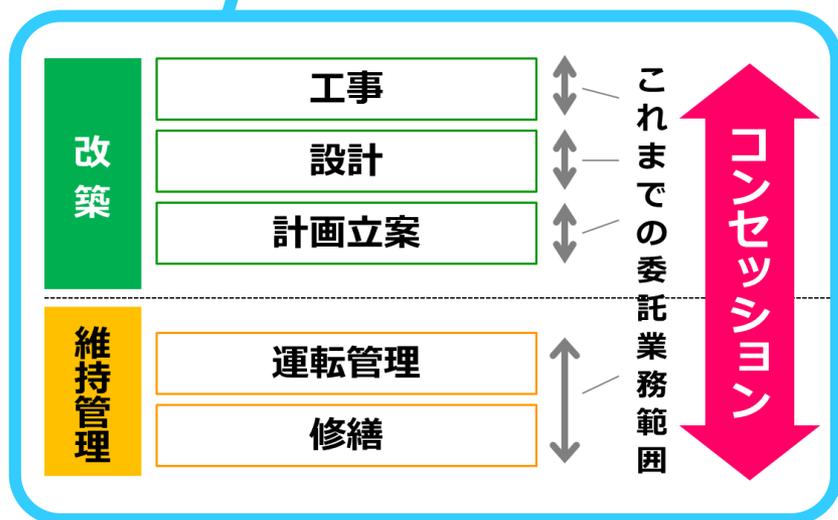
▶ 本事業は、部分型コンセッション

- 運営権設定対象施設は、浄化センターとポンプ場
- 管路は、引き続き市の業務範囲となる

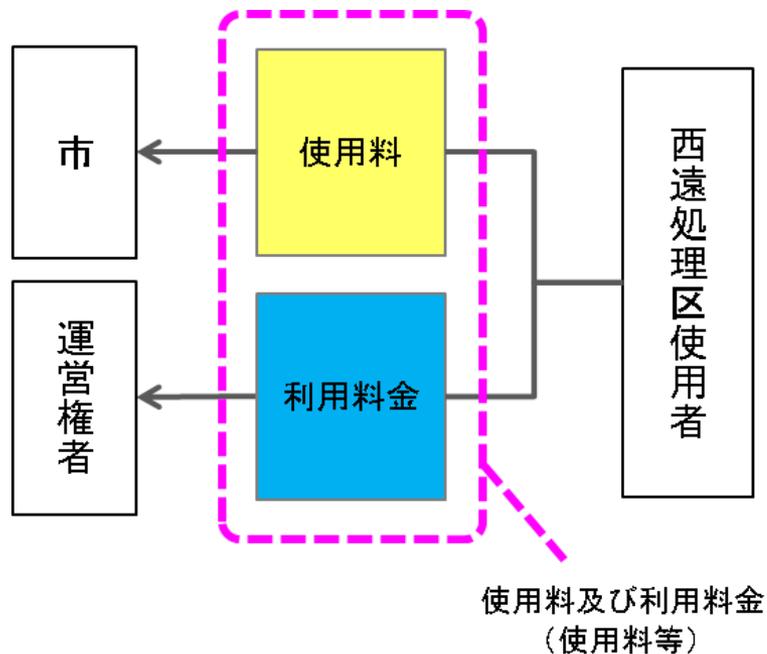
▶ 長期間、維持管理と改築を一体的に実施するアセットマネジメントなど民間の創意工夫を活かした事業運営を期待

運営権者の業務範囲

- 義務事業：①経営管理 ②改築 ③維持管理
- 附帯事業：新たな処理工程の導入で義務事業と一体となり効用が発揮される事業（消化ガス発電や固形燃料化等）
- 任意事業：運営権者自らの費用負担で行う独立採算の事業（太陽光発電や下水道技術の調査研究事業）

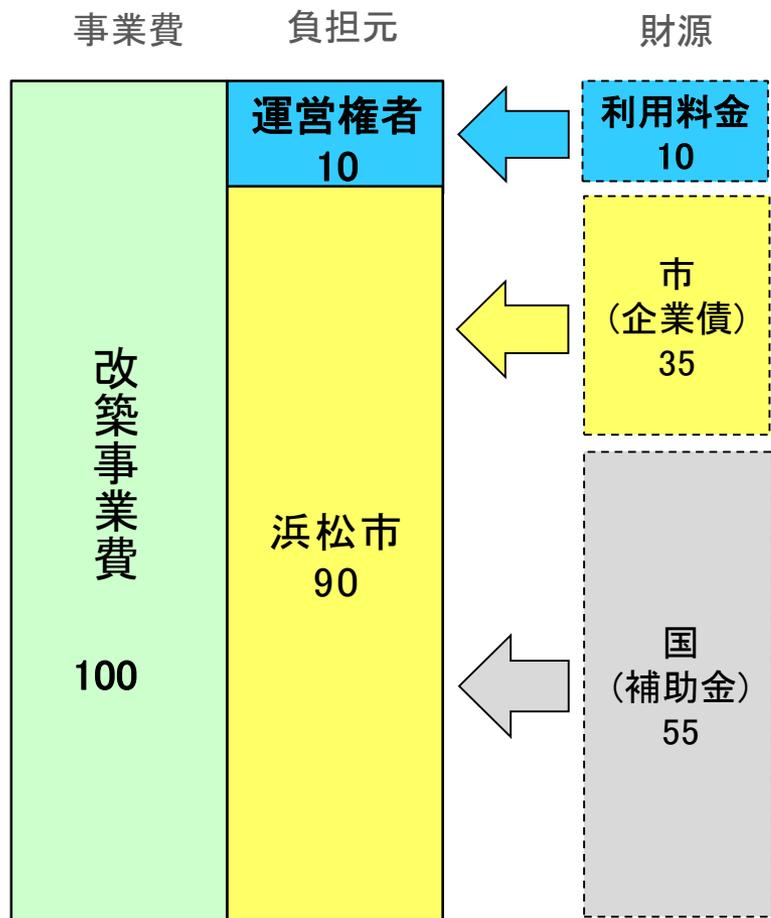


1-3 利用料金



- ▶ 西遠処理区と他の処理区では、使用者が支払う料金（使用料等）は同一の算出方法で算定
- ▶ 市と運営権者で使用料等をシェア
- ▶ 利用料金は、使用料等に一定の割合（利用料金設定割合）を乗じて算定する
- ▶ 当初の利用料金設定割合は、市が設定

1-4 改築の費用負担



▶ 利用料金、企業債及び国費が改築財源

▶ 運営権者の負担は1 / 10

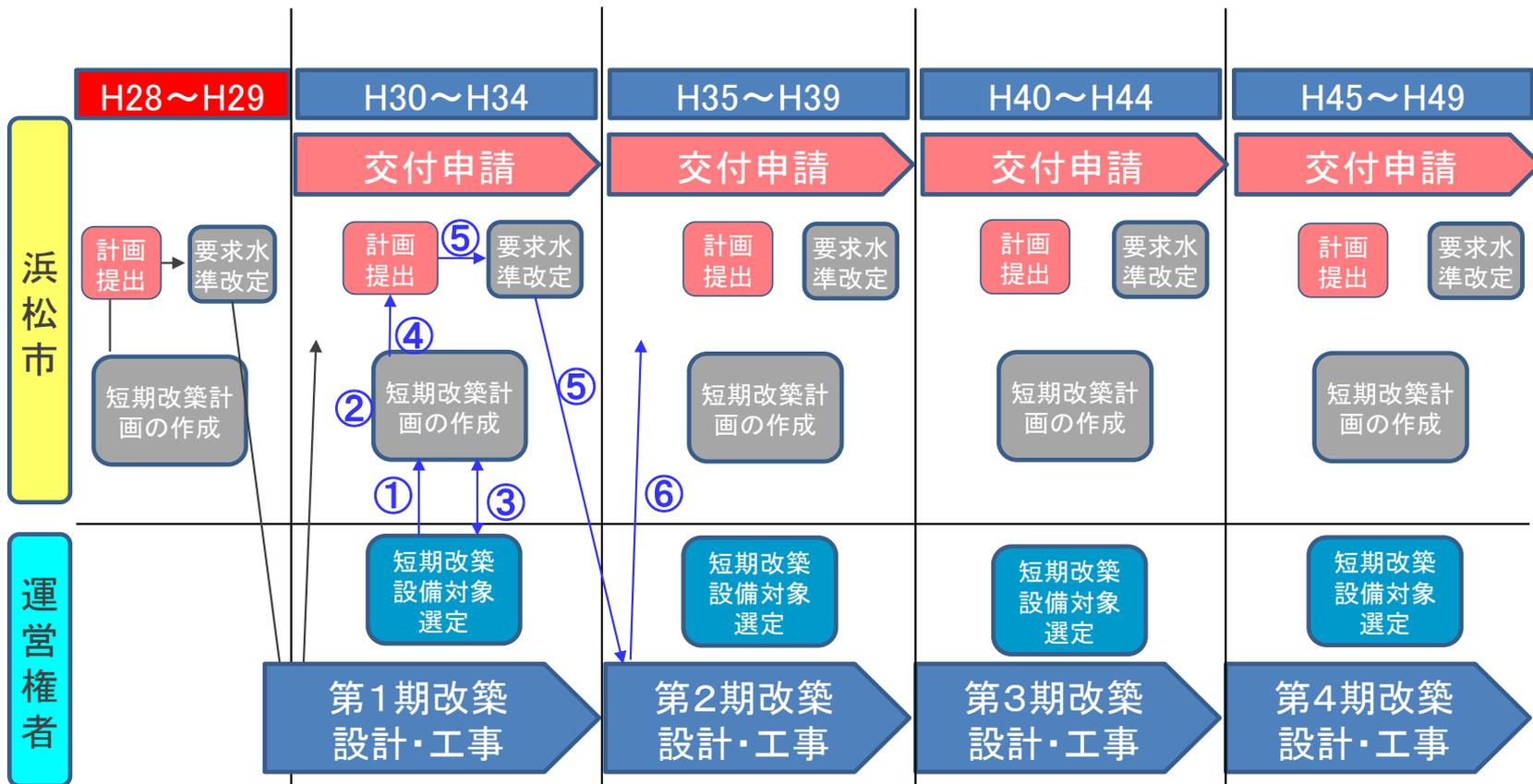
運営権者負担を1/10とした理由

- 事業費抑制効果
 - ・運営権者が事業費抑制に努めれば、コスト削減分が自らの利益につながり、インセンティブとなる
 - ・事業費抑制につながり、市の企業債も抑制される
- 現状の下水道事業における自己資金相当分
 - ・1/10は現状の下水道事業における事業費に係る自己資金相当分であり、その分を運営権者負担（利用料金充当）に振り替えたものである

※補助率55%のケース

※事業実施時のキャッシュベースでのイメージ

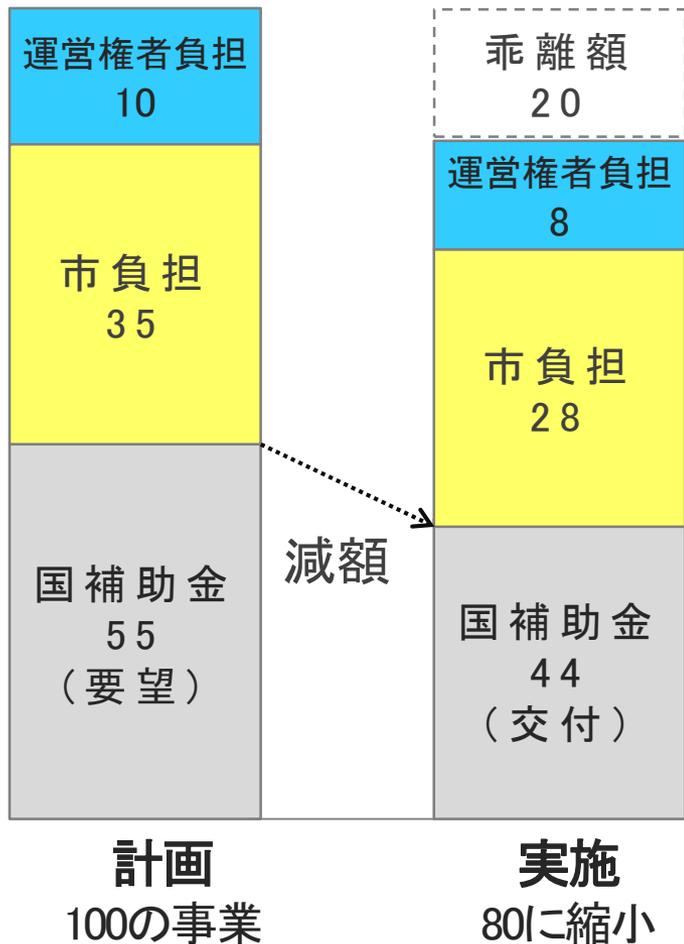
1-5 改築の実施フロー



- ①対象設備リストアップ
- ②市による検討・作成
- ③市と運営権者で協議、調整

- ④計画を取りまとめ国に提出
- ⑤要求水準書を改定
- ⑥設計資料提示

1-6 国補助金の乖離対応



要望額と交付額の乖離

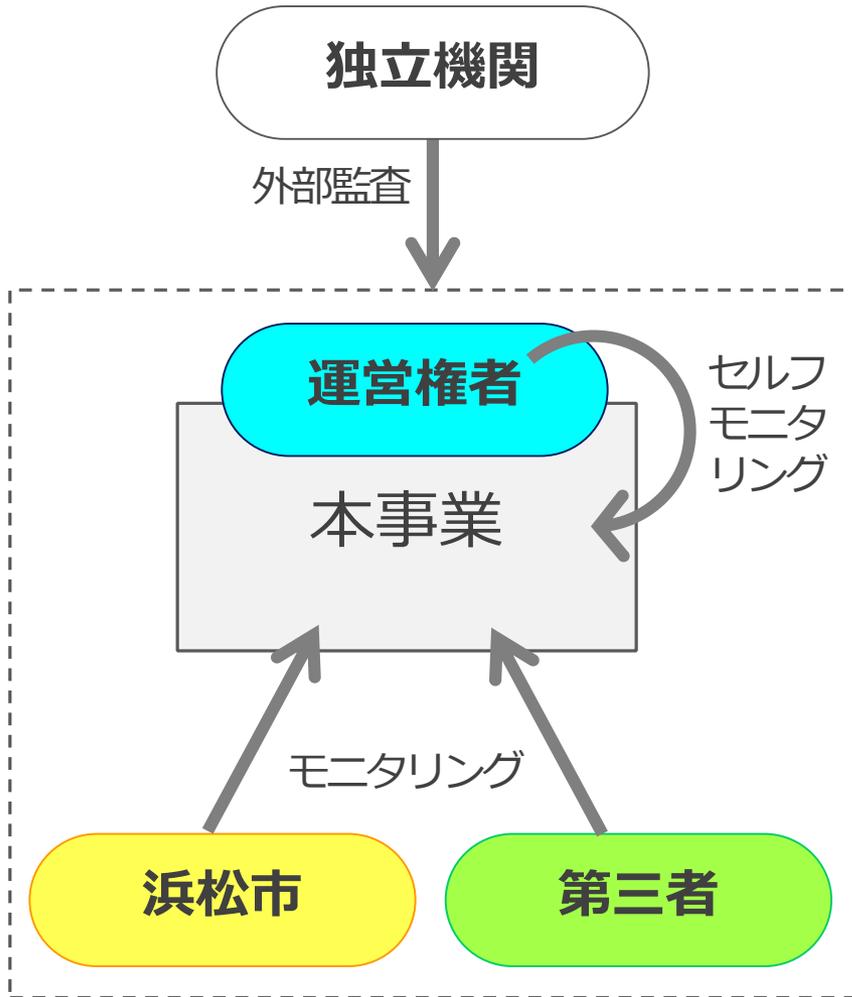
交付額に応じた改築実施

乖離額を市が保証し負担することはしない

交付金制度が変更の場合は、市による料金改定等の措置をとる

※補助率55%のケース
※事業実施時のキャッシュベースでのイメージ

1-7 モニタリング



- ▶ **運営権者：セルフモニタリング**
(内容は提案による)
- ▶ **市：財務・維持管理・改築設計・工事のモニタリング**
- ▶ **第三者：施設機能確認のモニタリング**
(客観的・専門的な視点による監視)
- ▶ **独立機関：定期監査、各者の紛争解決、要求水準未達のペナルティ判定**
(学識経験者等により事業全体を監視)

2 課題解決の状況

2 課題解決の状況

● 事業形成に必要な**知識・ノウハウ及び財源の確保**

- ・ 社会資本整備総合交付金（事業の実勢を前提としたPFI事業を含めた事業実施手法の検討に関する調査）、他国土交通省の補助メニューを活用させていただいた。
- ・ 調査検討業務の外部発注：平成25年度1件(導入可能性調査)
平成26年度3件(基本計画策定・施設機能確認・情報整備)
平成27年度1件(アドバイザリー業務)

● 関係者の**合意形成の進め方**

- ・ 議会に対しては、事業スキーム形成過程より、適宜報告をしている。(常任委員会)
- ・ 本会議質問内容：メリット・デメリット、地域経済配慮、リスク管理体制、費用対効果等

● 事業者選定における、**公平性・透明性確保の考え方**

- ・ 事業者選定方式：公募型プロポーザル方式（発注仕様を定めることが困難、技術提案を重視した選定をする必要性）
- ・ 選定委員会：市の基本指針に則り、学識経験者4名、市内部3名の7名で構成。
(学識者の専門分野…下水道工学・経営及び会計・化学及びバイオマス工学・下水道実務)

● 管理者の役割を果たすための**能力確保の方法**

- ・ 対象施設の技術継承を目的とした職員配置を検討している。(配置(派遣)の根拠法令等を確認中)